

日 薬 業 発 第 94 号
令和 8 年 6 月 4 日

都道府県薬剤師会担当役員 殿

日 本 薬 剤 師 会
副会長 荻野 構一

香りへの配慮に関する啓発ポスターの再周知について

標記について、厚生労働省医薬局医薬品審査管理課長より別添のとおり通知がありましたのでお知らせいたします。

標記ポスターについては、消費者生活センター等に対し、柔軟剤などの香りで頭痛や吐き気がするといった相談が寄せられていることを踏まえ、消費者庁や厚生労働省等の関係省庁により作成され、周知されていたところでした。

今般、柔軟剤などを使用する消費者への香りのマナー啓発をさらに推進するため、関係省庁としてこども家庭庁及び国土交通省が当該ポスターに追加されました。

つきましては会務ご多用のところ誠に恐縮ながら、改めて啓発ポスター及び上記に記載の作成趣旨等について、貴会会員に情報提供くださいますようお願い申し上げます。

○ 啓発ポスター

https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_safety/other/index.html#other_002

医薬審発0529第1号
令和8年5月29日

公益社団法人 日本薬剤師会 御中

厚生労働省 医薬局
医薬品審査管理課長
(公 印 省 略)

香りへの配慮に関する啓発ポスターの再周知について

柔軟剤などの香りで頭痛や吐き気がするという相談が消費生活センター等にあることを踏まえ、消費者庁において厚生労働省を含む関係各省と協力のもと、啓発ポスター「その香り困っている人もいます」等を作成し、啓発に取り組んでいます。

今般、柔軟剤などの香り付き製品を使用する方々への香りのマナー啓発を更に推進するため、当該ポスターに関係省庁としてこども家庭庁及び国土交通省が追加され、5月14日に下記の消費者庁ウェブサイトに掲載されましたので、貴会会員に対し、改めて啓発ポスター及び上記に記載の作成趣旨等について情報提供いただくとともに、必要に応じて店内への掲示等にご活用いただけるよう依頼の程よろしくお願い申し上げます。

記

啓発ポスターについて

https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_safety/other/index.html#other_002

お問合せ先：

厚生労働省 医薬局 医薬品審査管理課
化学物質安全対策室
電話：03-5253-1111（代表）

知ってください!!

その香り

困っている人もいます

柔軟剤などの香りで頭痛や吐き気がするという相談があります。
自分にとって快適な香りでも、困っている人もいることをご理解ください。



香りの感じ方には個人差があります。

香り付き製品の使用に当たっては、**周囲の方にもご配慮下さい。**
なお、使用される場合は、使用量の目安なども参考に。